

豊橋市エコアクションプラン (第6次)

策 定 令和 3年 3月

改 訂 令和 6年 4月

豊 橋 市

目 次

	頁
I 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の対象	2
3 計画期間	2
4 計画の目指す方向性	2
II 取組の目標	2
1 具体的な取組に関する目標	2
III 具体的な取組内容	3
1 物品の購入に関する取組	3
2 自動車の利用に関する取組	4
3 公共施設、業務に関する取組	4
4 土木・建築等の公共事業に関する取組	6
5 環境に配慮したイベントの実施	7
IV 計画の推進に向けて	7
1 計画の推進方法	7
2 計画の推進体制	7
3 職員の意識啓発	7
4 実施状況の点検・評価	8
5 計画の見直し	8
6 結果の公表	8
7 豊橋市地球温暖化対策地域推進計画	8
V その他の取り組み	8
1 社会情勢への対応、啓発	8

I 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

近年の大量生産、大量消費、大量廃棄に伴う社会経済活動や生活様式が、環境への負荷を増大させ、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等地球規模の環境問題を引き起こし、全ての生物の生存基盤である恵み豊かな地球環境に大きな影響を与えるまでに至っています。その解決のためには、それぞれの地域で市民や事業者など全ての主体が、省資源・省エネルギーなどの行動を推進し、環境への負荷を低減していくことが急務となっています。

本市では、1996（平成 8）年 4 月 1 日に環境基本条例を施行し、この中で、事業者や市民に環境への負荷低減に向けた取り組み等を求めています。

これを背景として、事業者・消費者である“豊橋市役所”が、環境保全のために自ら率先して実行する「豊橋市エコアクションプラン（豊橋市役所環境保全率先行動計画）」を 1998（平成 10）年 8 月に策定し、「環境負荷の少ない製品の購入・使用」、「ごみ減量・リサイクル」、「環境に配慮した建築土木構造物等の建設・管理」、「行政事務」等の取り組みについて、全庁を挙げて積極的に展開してきました。

こうした中、1999（平成 11）年 4 月 8 日、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行されました。そこには地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者、国民の責務が明らかにされており、市町村も事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定することとされています。

2000（平成 12）年 4 月には、環境負荷の低減だけでなく、地球温暖化対策への取り組みも同時に推進していくため、「豊橋市エコアクションプラン（豊橋市役所環境保全率先行動計画・豊橋市役所温室効果ガス排出抑制実行計画）」に改正しました。また、2001（平成 13）年 8 月には、一層の環境負荷低減を図るため、豊橋市本庁舎等において ISO14001 の認証を取得しました。

2010（平成 22）年 3 月には、豊橋市地球温暖化対策地域推進計画の策定にあわせ改正を行い、事業者・消費者としての自らの行動だけでなく、「もったいない運動」の輪を市民に広げるための率先的な施策も積極的に進めてまいりました。

さらに、2013（平成 25）年度からは、ISO14001 の規格にとらわれず、積極的・独創的な環境への取り組みを促進するため、本市独自の環境マネジメントシステム「とよはしエコマネジメントシステム（T-EMS）」に切り替え、運用を開始しました。

2021（令和 3）年 3 月策定の豊橋市エコアクションプラン（第 6 次）では、温室効果ガス排出抑制推進のため、これまでの取り組みに加え、「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念を取込み、豊橋市が行う事務事業のエネルギー消費量の削減、水道使用量の削減、用紙購入量の削減に努めてまいります。

加えて、2021（令和 3）年 11 月に本市は「ゼロカーボンシティとよはし」を宣言し、脱炭素に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。

2 計画の対象

この計画は、豊橋市役所の全ての職場（学校を含む。）で実施する事務事業を対象とします。

3 計画期間

この計画は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とします。

4 計画の目指す方向性

国は地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・代替フロン等4ガス）の総排出量の削減を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で46%削減、2050（令和32）年にカーボンニュートラルを目標としています。本市においても国と同等以上の目標にしており、本計画においても2015年度比46%削減を目標とし、目標達成に向け事業者・消費者である豊橋市役所として取り組みます。

II 取組の目標

1 具体的な取組に関する目標

項目	目標
公用車燃料使用量	2019（令和元）年度を基準とし毎年1%の削減を目安とし、2025（令和7）年度に6%の削減を目指す。（2021年度～2025年度の5年間で累計4%の削減）
電気使用量	
燃料（自動車を除く）使用量	
用紙類購入量	
エコ通勤実施日数	2025（令和7）年度に2019（令和元）年度比で6%以上増加するよう努めます。
グリーン購入率	2025（令和7）年度に2019（令和元）年度比で6%以上増加するよう努めます。若しくは、90%以上を維持します。

Ⅲ 具体的な取組内容

1 二酸化炭素排出削減を目的とした市の個別措置の内容およびその目標

個別措置	取組・目標
太陽光発電設備を設置	エネルギー地産地消の推進のため、施設の新築・改築・屋上防水工事時には、施設の特事情を除き、再生可能エネルギー設備の導入を図ります。既存施設は「30分値」や「建物構造」の検討が済んだ施設から順に、自家消費に最適な容量で導入を図ります。
公共施設の省エネルギー対策の徹底	省エネルギー型空調システム、照明機器を採用します。新築、増改築の際には、CASBEE あいちでAランクを目指して環境に配慮した建築物を導入します。
電動車の導入	公用車の省エネルギー化を推進するため、公用車の更新に合わせて、特事情を除き、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車の導入を図ります。2030年度までに全公用車の55%を次世代自動車にすることを目指します。
LED照明の導入	省エネルギー型空調システム、照明機器を採用します。2030年度までに市の施設の80%にLED照明を導入することをめざします。
再エネ電力調達の推進	「豊橋市電力の調達に係る環境配慮方針」・「豊橋市地産地消エネルギー指針」に基づき、環境に配慮した電力調達を行います。

2 物品の購入に関する取組

物品等の合理的な使用に努め、購入等をできるだけ抑制するようにします。

毎年度作成する「豊橋市グリーン商品調達方針」に基づき、環境負荷低減に資するものを購入します。

(1) 紙製品

a 古紙配合率が高く、白色度が低いなど環境負荷低減に資するものを購入します。

(2) プラスチック製品

a 必要性の低い使い捨て（ワンウェイ）プラスチック製品の購入を控えます。

b プラスチックの使用が避けられない場合は、再生プラスチック、生分解性プラスチックなど環境に配慮した素材を使用した製品や詰め替え製品の購入を推進します。

c 啓発物品を作成・配布する際は、不必要な包装をしません。やむを得ずプラスチック包装材料を使用する場合は、出来る限り生分解性プラスチックなど環境に配慮した素材のものを使用するとともに、ポイ捨て防止の文言を記載する等します。

(3) 事務用品

a 再生材料の使用割合が高く、間伐材などの木材が使用されているなど環境負荷低減に資するものを購入します。

(4) 事務機器・電気製品

a OA機器、家電製品などは、消費電力が少なくエネルギー消費効率が良いなど環境負荷

低減に資するものを購入します。

(5) 自動車

a 環境負荷低減に資するものを購入します。

b 公用車の省エネルギー化を推進するため、公用車の更新に合わせて、特殊な事情を除き、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車の導入を図ります。

(6) 電力

a 「豊橋市電力の調達に係る環境配慮方針」・「豊橋市地産地消エネルギー指針」に基づき、環境に配慮した電力調達を行います。

(7) その他

a 特定グリーン商品以外の品目についても、できる限り環境負荷低減に資するものを購入します。

b 不用品バンク “もったいないら” を利用し、不用品の有効活用及び適正量の物品購入を推進します。

3 自動車の利用に関する取組

(1) 公用車の利用合理化

a 行先が近距離の場合は公用自転車を使用します。

b 公用車は必要最小限の大きさを低燃費・低公害車から使用します。

c エコドライブを徹底します。

・ 不要なアイドリングを中止します。

・ 急発進、急加速をしません。

・ 法定速度を順守し、経済速度を目安に走行します。

・ 必要のない荷物を積まないようにします。

(2) 自動車利用の自粛

a 通勤時には「エコ通勤」に努め、相乗りや公共交通機関、自転車を利用してマイカー使用の自粛に努めます。

(3) テレワーク、時差出勤の推進

a テレワークや時差出勤を推進しマイカー使用の抑制、交通渋滞の緩和に努めます。

4 公共施設、業務に関する取組

(1) 省エネルギーの推進

- a 空調温度については、冷房は28℃、暖房は19℃を室温の目安とし、利用者が不快に感じない温度設定に努めます。
ただし湿度が高い場合は、OA機器等に悪影響を及ぼさない範囲とします。
- b 庁舎・施設の省エネルギー推進のため、施設改修に合わせ、積極的に省エネルギー設備への更新に努めます。
- c 職場のTPOを踏まえ、過ごしやすい服装での業務を推進します。
- d エレベーターの利用を控え、3階程度の昇り降りの際は階段を利用します。
職員はさらに3アップ4ダウンにもチャレンジします。
- e 昼休み中は、業務に支障ない範囲で消灯します。
- f 時間外勤務中は、不要な照明器具を消灯します。
- g 始業時の職場点灯を適切な時間に行います。
- h 通路、トイレ等の共用部で不要な照明を消灯します。
- i マイボトルの持参を推進します。
- j 退庁時にはポット等電気器具のプラグをコンセントから外します。
- k OA機器を昼休み等使用しない時は、電源を切ります。
- l ノートパソコンを短時間でも使用しない時は、ディスプレイを閉じて節電モードにします。
- m その他、省エネルギーに有効な対策を講じます。

(2) 水の節約

- a トイレ、給湯所等の手洗い、洗面・歯磨等にあたっては、常に節水を励行します。
- b 雨水を積極的に利用します。

(3) 用紙類使用量の削減

- a 両面印刷、両面コピー、多面印刷機能（Nアップ機能など）を徹底します。
- b 決裁書類の電子化を推進します。
- c 印刷ミス・試し刷りを抑制します。
- d コピー終了時に設定の初期化を行うなど、ミスコピーを削減します。
- e 会議等においてはプロジェクター、タブレット等を活用し、配布資料は簡素化、縮小化により必要最小限の部数とします。
- f 使用済用紙の裏面を内部文書、メモ用紙に利用します。
- g 印刷物は、ホームページ等での公開も含め配付先を見直し、可能な限り少なくするなど

適正部数を作成します。

h 文書や資料の共有化を徹底します。

i 回覧等は電子メール等を活用し、必要のないものを印刷しません。

(4) 使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの使用削減

a プラスチック製のレジ袋、ストロー、スプーン等ごみとなる物の受取を自ら辞退します。

b レジ袋使用削減のためマイバックの持参を推進します。

c ペットボトル使用削減のためマイボトル・マイカップの持参を推進します。

d 容器包装プラスチック使用削減のためマイ弁当箱の持参を推進します。

e 庁内で開催する会議においては、ペットボトル入り飲料の提供を自粛します。

(5) 廃棄物の減量・リサイクルの推進

a 過剰包装等、可燃ごみになるものを課内に持ち込みません。

b 物品は、大切に使い長期間使用に努めます。

c 使用済み古封筒を内部文書用封筒等に再利用します。

d 事務用品等で消耗資材が詰め替えて使用できる容器を再使用します。

e リサイクルしやすい商品を購入します。

f 用紙等をできるだけリサイクルするため、リサイクルボックス、リサイクルカート等の利用方法（別表第1）を周知徹底します。

(6) 大気・水質の保全

a 洗剤・石鹼等は、適量を使用します。

(7) 緑化・美化の推進

a 温暖化対策の吸収源対策や普及啓発として、市所有地や所有施設の緑化を推進します。

b 環境美化や緑化などに努め、廃棄物の不法投棄を防止します。

5 土木・建築等の公共事業に関する取組

a 事業の構想、計画段階から環境保全への配慮を図ります。

b 工事対象地区周辺の環境にも配慮し、事業を進めます。

c 土木・建築用資材として、間伐材の利用を促進します。

d コンクリート型枠は、熱帯材型枠の使用を抑制します。

e 剪定工事の剪定枝等のリサイクルを推進します。

- f 騒音、振動等の公害低減に努めます。
- g 「豊橋市建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」により工事における建設副産物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理の推進を図ります。
- h 水循環使用設備、雨水利用設備の整備拡大を図ります。
- i 省エネルギー型空調システム、照明機器を採用します。
- j 省エネルギーのための新技術（太陽光発電、小規模水力発電等）の実証検証、先導的導入、啓発に努めます。
- k 新築、増改築の際には、CASBEE あいちでAランクを目指して環境に配慮した建築物を導入します。
- l 電力平準化のための深夜電力、デマンド管理を活用します。
- m 燃焼設備は、より負荷の小さい燃料の利用を図ります。
- n エネルギー地産地消の推進のため、施設の**新築・改築・屋上防水工事**に合わせて、施設の特**殊事情**を除き、再生可能エネルギー設備の導入を図ります。

6 環境に配慮したイベントの実施

- a 主催者やスタッフは自家用車利用を自粛し、参加者に公共交通機関利用を呼びかけます。
- b 配布物や資料作成にあたって環境に配慮した仕様や物品、数量などに配慮します。
- c 省資源・省エネルギー対策を積極的に図ります。
- d 自然環境へ配慮します。
- e 3R を原則とし、ごみ対策や清掃に努めます。
- f 環境に配慮した運営を行います。
- g レジ袋、ペットボトル、カップ、ストロー等の使い捨て（ワンウェイ）プラスチック製品の**使用削減**に努めます。

IV 計画の推進に向けて

1 計画の推進方法

この計画の推進に当たっては、とよはしエコマネジメントシステム(T-EMS)の手法を活用し、各部、課、事業所等の単位においてエネルギー使用量削減等の目標設定や実施状況の点検等を実施することで地球温暖化対策に配慮した取り組みを推進します。

2 計画の推進体制

- (1) この計画の推進は、とよはしエコマネジメントシステム (T-EMS) の推進組織をもってあ

てます。

(2) 推進本部において実施状況等点検、評価を行います。

(3) 事務局をゼロカーボンシティ推進課に設置します。事務局は全ての部局のエネルギー消費量や温室効果ガス排出量の集計、実施報告の取りまとめを行い推進本部に報告します。

3 職員の意識啓発

(1) 2050年ゼロカーボンシティを目指すため職員一人ひとりが環境への関わりについて理解し、環境に配慮した取り組みを積極的に進めることができるよう研修を計画的に実施します。

(2) 地域での資源回収、環境美化、自然保護活動へ職員が積極的に参加できるよう配慮します。

(3) 環境に関するシンポジウム、研修会へ職員が積極的に参加できるよう配慮します。

4 実施状況の点検・評価

実施状況の把握は、各部署でとよはしエコマネジメントシステム(T-EMS)の仕組みを活用するなどして実施します。全庁的には推進本部において、「Ⅱ. 取組の目標」に対する点検・評価を行います。また、年度ごとに実施結果を「豊橋市環境審議会」に報告します。

5 計画の見直し

計画の進捗状況や社会情勢をもとに、計画に関する所要の見直しや改善を行います。

6 結果の公表

取組内容について、点検及び見直しの結果を毎年公表します。

7 豊橋市地球温暖化対策地域推進計画

豊橋市域における地球温暖化対策は別に定める「豊橋市地球温暖化対策地域推進計画」により推進します。

V その他の取り組み

1 社会情勢への対応、啓発

電力需要の逼迫等の社会情勢への対応、啓発としての省エネルギー・節電対策は、必要に応じて計画を別に定め推進します。